

藤沢市下水道条例の一部改正について
藤沢市下水道条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市下水道条例の一部を改正する条例
藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 雑則（第56条—第61条）」を
「第7章 浸水被害対策区域
第8章 雑則（第57条—
（第56条）
第62条）」に改める。

第61条第1項第14号中「第56条」を「第57条」に改め、同条を第62条とし、第56条から第60条までを1条ずつ繰り下げる。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 浸水被害対策区域

第56条 法第25条の2に規定する条例で定める区域（次項において「浸水被害対策区域」という。）は、市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定により浸水被害対策区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、下水道法の規定により浸水被害対策区域を定める必要による。